

令和6年度 遊佐町農作業基準賃金表

1. 労働賃金

作業名	単位	基準賃金		備考
		甲	乙	
田一般作業	1時間	1,350円	1,110円	
畑作業	〃	930円	900円	軽労働のみを対象とする
防除	〃	1,460円	1,270円	危険手当を含む
オペレーター	〃	1,520円		耕起・代かき・田植え・作溝 ・刈取・堆肥散布の基幹労働

※甲は基幹労働、乙は補助労働です。

2. 機械作業料金

作業名		単位	作業料金	備考
春 作 業	耕起	10a	7,300円	転作田の耕起は両者で別途協議 施肥付きは両者で別途協議
	代かき	〃	8,400円	
	育苗	1箱	740円	箱は返還
	育苗	10a	20,000円	稚苗27箱使用を基準とする
	田植え	〃	8,300円	運搬費を含む
管 理 作 業	作溝	10a	1,500円	畦畔両側とも3m間隔作溝(1回)
	草刈り(背負式)	1時間	2,000円	除草剤使用の場合は別途
	草刈り(自走式)	1時間	2,600円	
	堆肥散布	10a	4,100円	堆肥1t・トンポスト400kgを基準とした場合 積み込み(1,300円)、散布(2,800円)
	畦塗り	100m	2,900円	片面
秋 作 業	刈取脱穀	10a	21,900円	刈取脱穀 19,500円 運搬費 2,400円
	機械乾燥	〃	14,600円	
	調製	〃	4,800円	包装代を除く

※特殊条件圃場については、双方で相談して決定してください。

※機械作業料金は消費税込みとなっています。一律10%で計算しています。

* (参考) 一連作業料金

耕起～代かき	10a	15,700円	耕起+代かき
育苗～田植え	〃	28,300円	育苗+田植え
耕起～田植え	〃	44,000円	耕起+代かき+育苗+田植え
刈取～調製	〃	41,300円	刈取脱穀+機械乾燥+調製

遊佐町の平均的な経営規模等をもとに試算した目安の金額です。
賃金・料金の決定に際しては、当事者間で十分な話し合いを行い、
適正な額で決定してください。（遊佐町農業委員会 ☎72-5890）

実りある積み立てをしませんか？ 老後の備えは農業者年金で安心！！

令和6年度 遊佐町参考となる賃借料情報

令和6年作付けの賃借料の参考額は次のとおりです。ただし、賃借料は貸し手・受け手双方の話し合いにより決定するものですのであくまでも参考額となります。

尚、賃借料の算定については、土地改良事業の償還金が令和5年度でほぼ終了することを見込んで算定しております。

▼参考賃借料（10a当たり）

農地区分		目安の基準収量	令和5年度 参考賃借料額	令和6年度 参考賃借料額	差額
田	1等級	600kg	15,000円	10,000円	△5,000円
	2等級	550kg	13,000円	8,000円	△5,000円
	3等級	500kg	9,000円	4,000円	△5,000円
	4等級	430kg	3,000円	1,000円	△2,000円
畑	普通畑		2,000円	1,000円	△1,000円
	砂丘畑		6,000円	5,000円	△1,000円

※・参考額は転作を加味した賃借料です。

・本表の賃借料は、基盤整備が完了した圃場で標準的な農作業を行った場合の金額です。

圃場条件が異なる場合、土地改良区の償還金がある場合は、双方話し合いの上、決定してください。

・農産物の価格、生産費等の上昇・低下等の事情変更がある場合、契約途中でも賃借料を見直すことができます。

▼令和5年 実勢賃借料情報（令和5年1月～令和5年12月）

（単位：円/10a）

農地区分		平均額	最も多く締結 された単価	最高額	最低額	契約 筆数
田	600・590 の区域	16,100円	15,000円 (内276筆)	24,000円 (内5筆)	5,000円 (内3筆)	612筆
	共済基 準単収 の区分 (kg)	13,700円	13,000円 (内28筆)	18,000円 (内6筆)	6,200円 (内1筆)	87筆
	520・500・ 480の区域	8,800円	9,000円 (内60筆)	15,000円 (内3筆)	3,000円 (内22筆)	155筆
	460の区域	2,800円	3,000円 (内5筆)	10,000円 (内1筆)	3,000円 (内5筆)	7筆
(参考) 町全域		14,300円	-	-	-	861筆
畑	普通畑	2,000円	2,000円 (内9筆)	2,000円 (内9筆)	2,000円 (内9筆)	25筆
	砂丘畑	6,200円	6,000円 (内8筆)	10,000円 (内2筆)	2,000円 (内1筆)	16筆
	(参考) 町全域		6,000円	-	-	-

【賃借地の土地改良区費の取り扱いについて】 土地改良区の賦課金は、耕作者(借り手)負担が原則 です。 支払い方法等については当該者間でご相談ください。 ※令和6年2月21日時点での情報です。 詳しくは各土地改良区にお問い合わせください。	名称	経常賦課金	維持管理費	計
	月光川 土地改良区	3,800円	1,000円(月光川地区)	4,800円
		納期・・・賦課金:5月 管理費:10月		
	日向川 土地改良区	3,700円	2,100円	5,800円
納期・・・賦課金:5月・10月1/2ずつ 管理費:5月				

賃借料の決定に際しては、当事者間で十分な話し合いを行い、
適正な額で決定してください。（遊佐町農業委員会 ☎72-5890）

実りある積み立てをしませんか？ 老後の備えは農業者年金で安心！！